

島本町下水道事業 経営戦略 (案)

島 本 町
令和 3 年 月

目次

第1章	はじめに	1
1.	経営戦略策定の趣旨と位置付け.....	1
2.	計画期間.....	2
第2章	下水道事業の現状と課題	3
1.	下水道整備の状況.....	3
2.	維持管理の状況.....	8
3.	老朽化対策及び地震対策の状況.....	9
4.	浸水対策の状況.....	11
5.	経営の状況.....	13
6.	他団体と比較した経営状況（経営比較分析表）.....	17
7.	組織の状況.....	24
第3章	経営の基本方針と経営健全化の取組	25
1.	経営の基本方針.....	25
2.	経営健全化の取組.....	26
第4章	経営目標	29
第5章	投資・財政計画	30
1.	投資計画.....	30
2.	財政計画.....	33
3.	投資・財政計画に基づく財政収支シミュレーション.....	35
第6章	経営戦略の事後検証・更新等	41
第7章	参考資料（用語集）	42

第1章 はじめに

1. 経営戦略策定の趣旨と位置付け

(1) 経営戦略策定の趣旨

下水道は、住民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことができない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

本町の公共下水道事業は、昭和49(1974)年に事業着手し、平成2(1990)年4月に供用開始しています。

汚水整備では、下水道普及率は令和元(2019)年度末で95.5%となっており、未普及地区の早期解消が課題となっています。また、供用開始後から30年余りが経過し、一部の管渠では破損箇所が見受けられるなど、老朽化対策が必要となってきました。

雨水整備では、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線が供用開始されて以降、町域内における接続点整備は完了し、今後は、計画的な公共下水道雨水幹線の整備が必要となっています。また、平成元(1989)年に完成した山崎ポンプ場については、耐震化が課題となっています。

一方、人口減少等を背景とした下水道使用料収入の将来的な減少を見据えた経営基盤の強化、近い将来発生するであろうと予測される南海トラフ地震等の災害を想定した危機管理体制の確立等、新しい課題が山積しています。

この中で、平成31(2019)年4月に下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、事務の効率化や人員配置の適正化を進めながら経営の効率化を図っていますが、将来的には老朽化した管渠の更新や山崎ポンプ場の耐震化等のために多額の費用を要することが想定され、今後の財政運営は一段と厳しくなっていくことが見込まれています。

下水道施設の老朽化対策等の諸課題に適切に対応し、下水道が有する機能を災害時等においても維持するためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直し等、経営基盤強化のための取組を一層推進する必要があります。

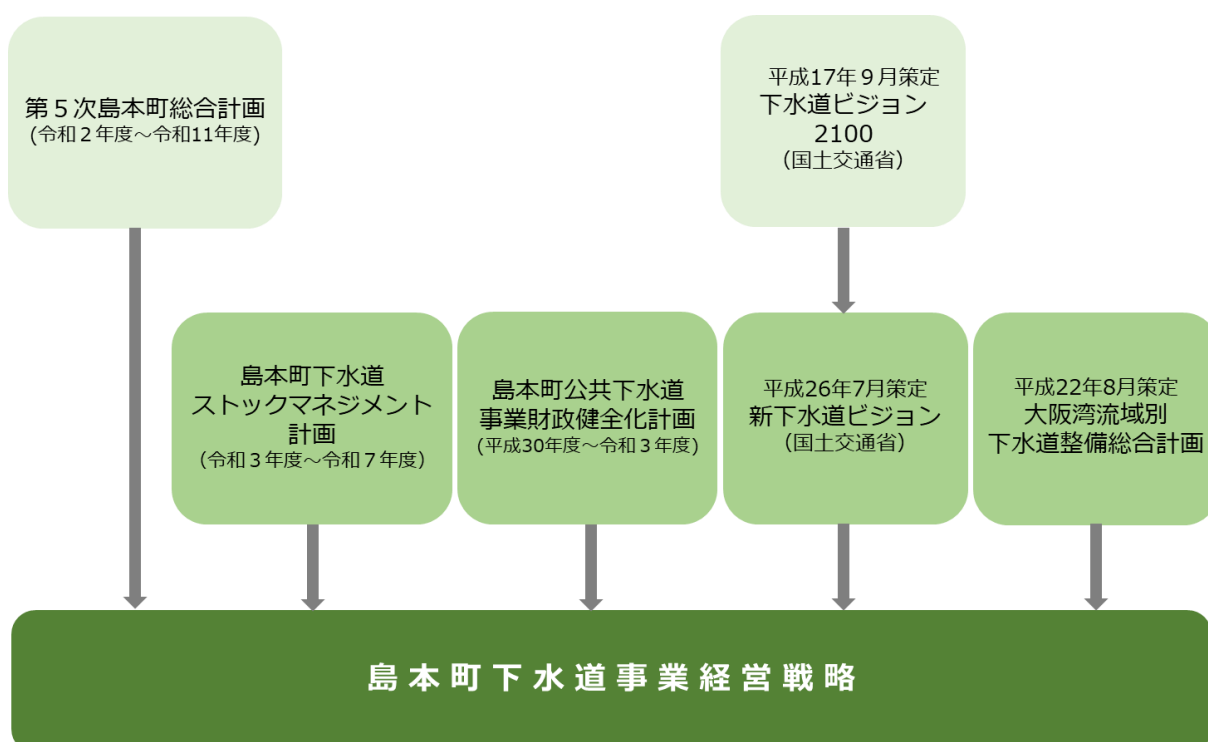
また、投資費用の合理化を踏まえ「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要と考えられます。

これら下水道を取り巻く状況及び課題に的確に対応し、安定した下水道サービスを継続して提供するため、「島本町下水道事業経営戦略」を策定するものです。

(2) 経営戦略の位置付け

「島本町下水道事業経営戦略」は、本町の公共下水道事業における中長期的な経営の基本計画となるものです。計画期間における経営目標の設定と目標達成のための施策、必要な投資目標の設定と収支計画を策定するとともに、将来を見据えた経費負担のあり方についての方向性を示しています。本経営戦略を適切に進行管理し、適宜見直しを行いながら、計画的・合理的な公共事業の運営を進めていきます。

図表 1 - 1 経営戦略の位置付け



2. 計画期間

「下水道事業経営戦略」の計画期間は、令和3（2021）年度から令和15（2023）年度までの13年間とします。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道整備の状況

(1) 下水道計画区域と人口普及率

本町の下水道は、大阪府の流域下水道を上位にもつ流域関連公共下水道であるため、本町が直接管理する下水処理場はありません。

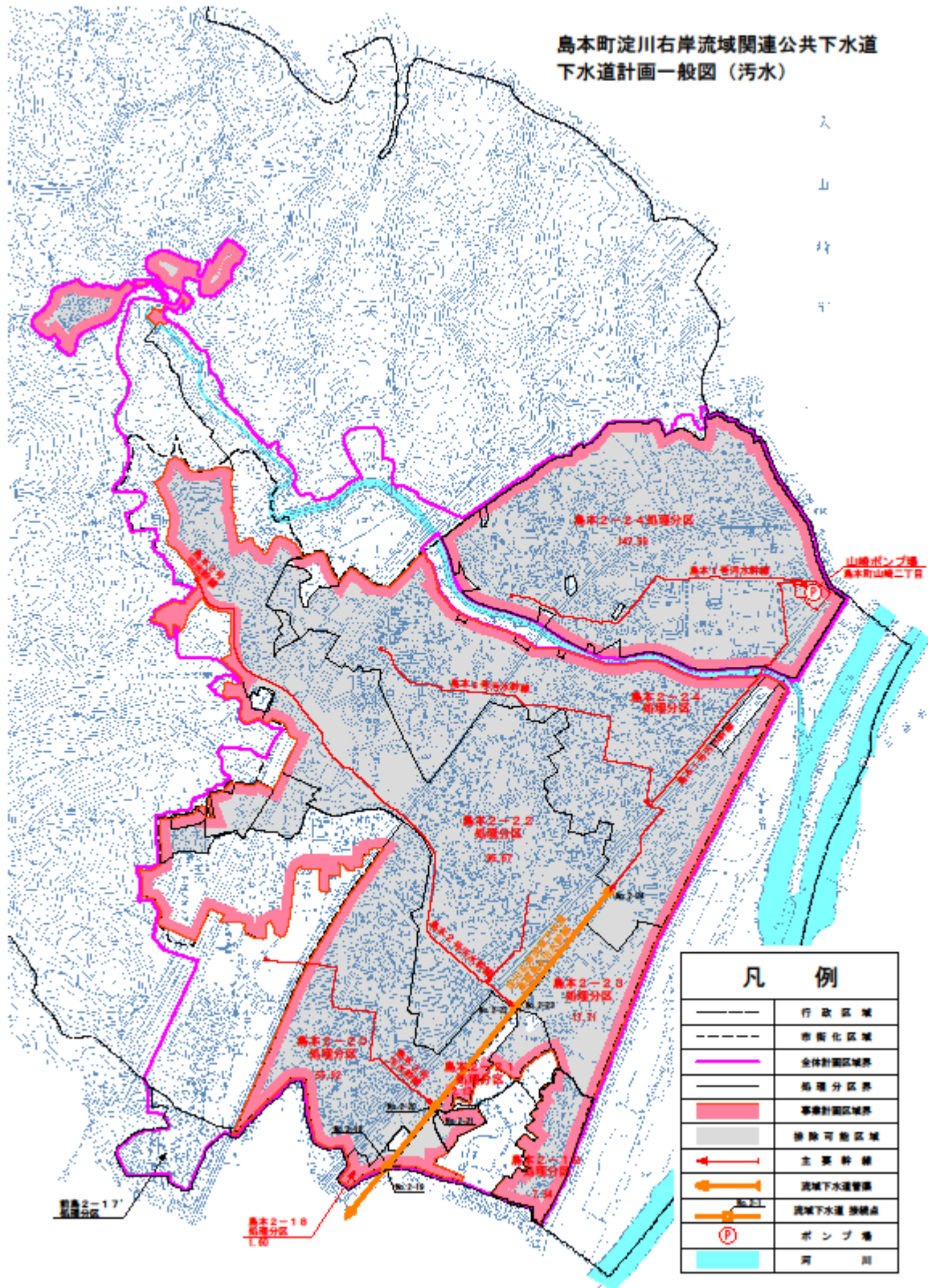
現在、汚水処理については、淀川右岸流域下水道（高槻処理区）へ接続し、高槻水みらいセンターで処理を行っています。また、雨水排水については、水無瀬川右岸地区については、淀川右岸流域下水道（前島排水区）へ接続し、前島ポンプ場から淀川へ放流しており、水無瀬川左岸地区については、本町が単独公共下水道として直接管理する山崎ポンプ場に集めて桂川へ放流しています。

令和元（2019）年度末の下水道普及率は 95.5%となっており、残り 4.5%の整備に引き続き取り組んでいます。

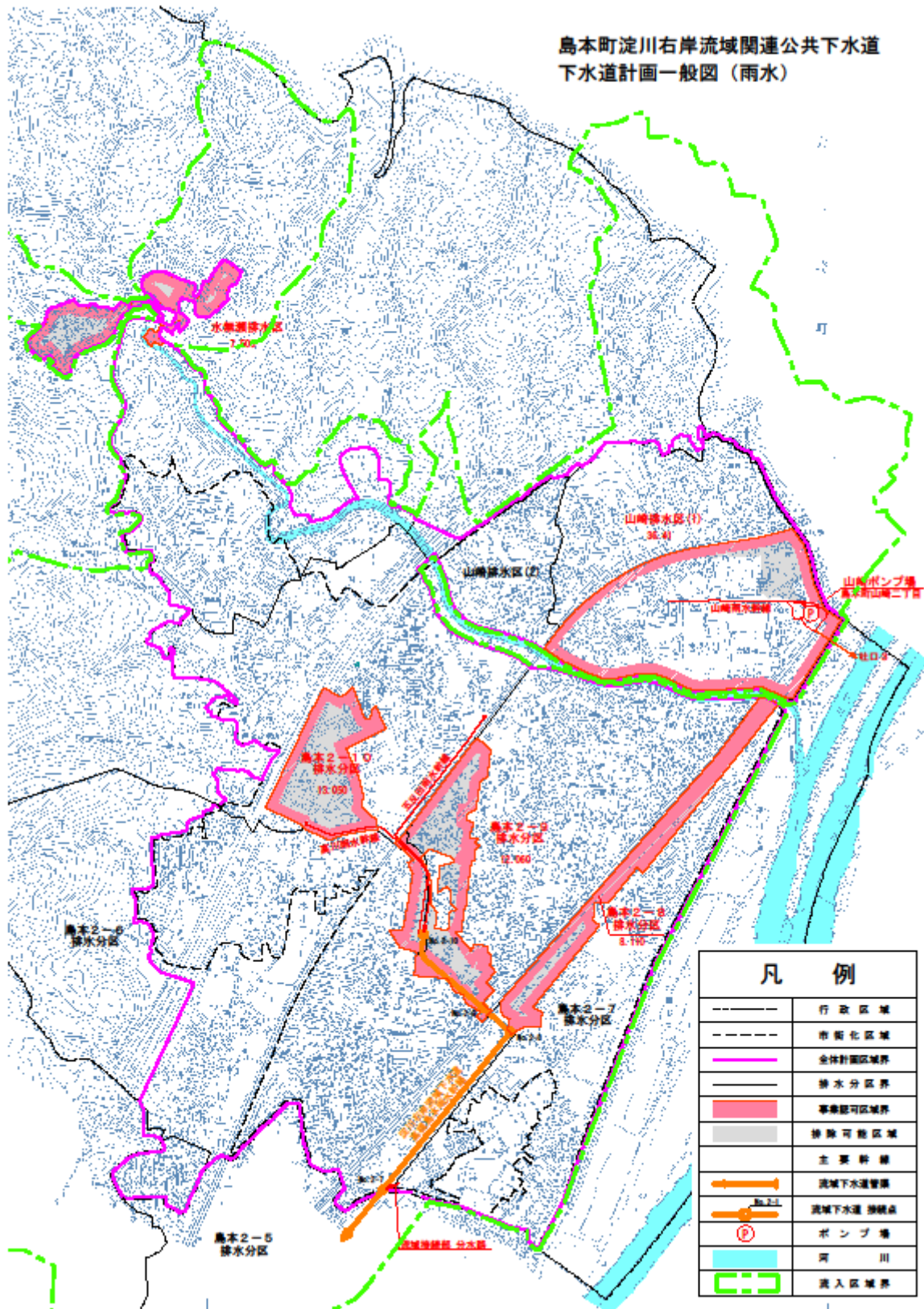
図表 2 - 1 公共下水道事業の計画概要

淀川右岸流域関連公共下水道			
汚水		高槻処理区	
雨水		前島排水区	
全体計画	計画区域	汚水	407.84 h a
		雨水	407.84 h a
	計画人口		24,380 人
処理方式		分流式	
供用開始年月		公共下水道	平成 2（1990）年 4 月
		特定環境保全公共下水道	平成 6（1994）年 4 月
事業計画	計画区域	汚水	328.96 h a
		雨水	77.13 h a
	計画人口		19,523 人
計画目標年月日		令和 7（2025）年 3 月 31 日	
令和元年度末	認可区域内人口		30,877 人
	処理区域内人口		30,369 人
	水洗化人口		30,048 人

図表 2 - 2 公共下水道計画図 (汚水)



図表 2 - 3 公共下水道計画図 (雨水)



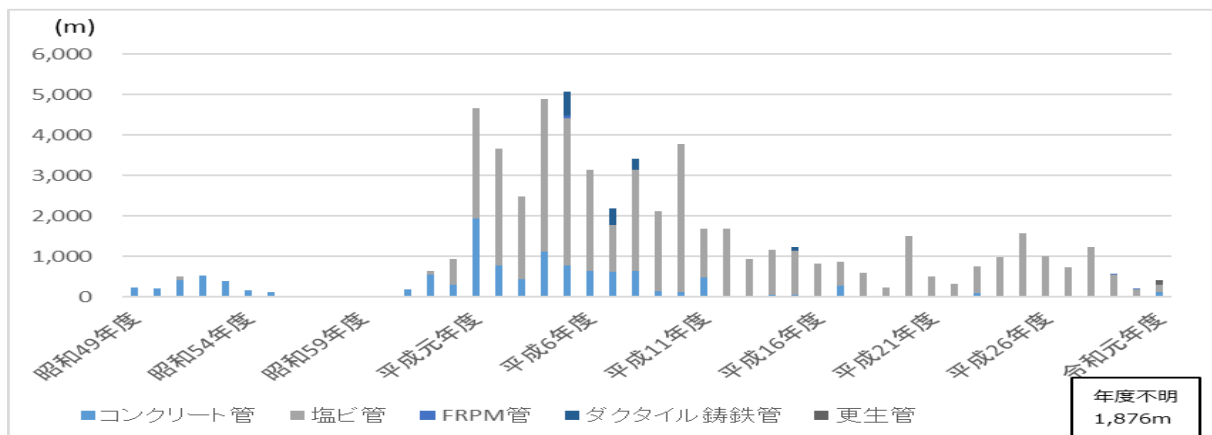
(2) 下水道施設

① 管渠

公共下水道の管渠は、昭和 49(1974)年の建設着手以降、令和元(2019)年度末で総延長は約 60 km、口径は 50mm から 2,400mm となっています。

平成元(1989)年度から平成 10(1998)年度に布設した管渠が全体の半数以上を占めています。現在、布設後 50 年を経過した管渠はないものの、令和 4(2022)年度には約 0.8%、令和 11(2029)年度には約 4%の管渠が、布設後 50 年を経過していく状況にあります。

図表 2 - 4 布設年度別延長



図表 2 - 5 汚水管渠の整備現場写真



② ポンプ場

ポンプ場については、地形上の理由により水無瀬川左岸地区に山崎ポンプ場があります。

本ポンプ場は、汚水を水無瀬川右岸地区へ圧送するとともに、雨水を桂川へ放流しています。山崎ポンプ場については、機械・電気設備の経年劣化による老朽化が顕著であることから、修繕・改築工事に取り組んでいます。

図表 2 - 6 山崎ポンプ場の概要

施設名称	山崎ポンプ場
住所	島本町山崎二丁目 2 番 16 号
敷地面積	5,800 m ² (事業計画値)
計画処理面積	74.5 h a
揚水量	晴天時 : 11.8 m ³ /分
	雨天時 : 648 m ³ /分
放流先	一級河川 桂川
供用開始年月	雨水 : 平成元 (1989) 年 4 月
	汚水 : 平成 9 (1997) 年 3 月



(写真：山崎ポンプ場)

2. 維持管理の状況

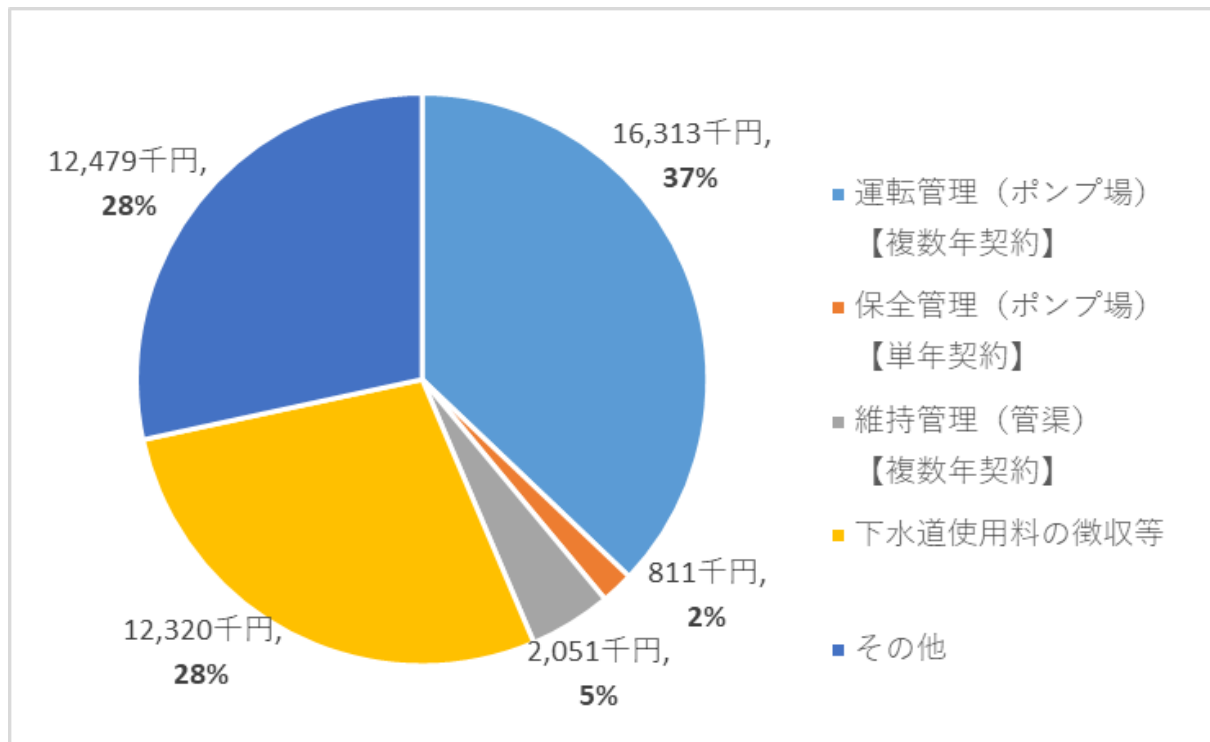
維持管理業務として、主にポンプ場の運転管理や保安全管理、管渠の維持管理等を実施しています。令和元(2019)年度に外部委託した業務は、ポンプ場の運転管理に関する業務が委託料総額の約 37%を占めて最も多く、次いで、下水道使用料の徴収等(約 28%)、管渠の維持管理(約 5%)、ポンプ場の保安全管理(約 2%)などとなります。

ポンプ場の運転管理業務やマンホールポンプの保安全管理業務等、複数年契約(3箇年)としており、経費の縮減に努めています。

図表 2 - 7 主な委託業務内容

業務分類	業務内容 (主なもの)	備考
運転管理 (ポンプ場)	雨水ポンプ設備・汚水ポンプ設備の運転管理	
保安全管理 (ポンプ場)	機械電気設備の定期点検	
維持管理 (管渠)	マンホールポンプの保守点検	
下水道使用料の徴収等	下水道使用料の調定、徴収	水道事業へ委託

図表 2 - 8 業務分類別の外部委託の状況 (令和元 (2019) 年度)



3. 老朽化対策及び地震対策の状況

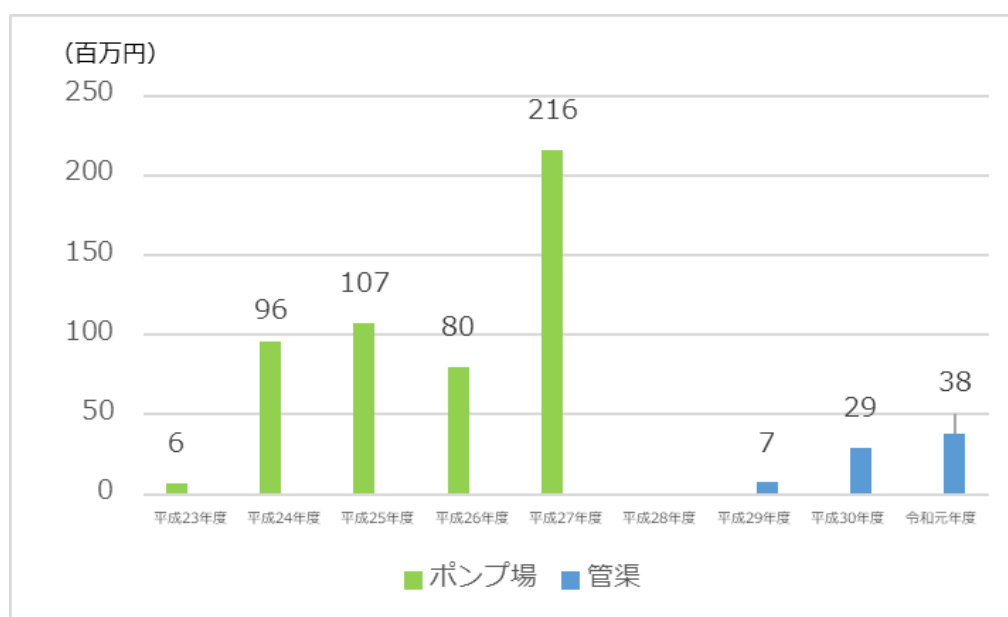
老朽化対策について、管渠においては、硫化水素ガスによる劣化により管渠の上部が破損し道路の沈下が発生したことを受け、事後保全となりましたが平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけて、管渠の点検・調査を行い、布設替え及び管更生を実施しています。ポンプ場においては、平成 22(2010)年度に、国の下水道長寿命化支援制度に基づき、ライフサイクルコストの最小化を考慮した、「山崎ポンプ場長寿命化計画（再構築基本設計）」を策定し、平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度にかけて、地方共同法人日本下水道事業団との建設工事委託協定により、機械・電気設備機器の更新事業を実施しています。令和元（2019）年度末時点での進捗状況は、約 77.4%となっています。

今後は、平成 31(2019)年 3月策定の下水道施設全体を一体的にとらえた「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、より効率的な対策を進めます。なお、この「下水道ストックマネジメント計画」は 5年毎に計画の見直しを進めます。

地震対策について、平成 22（2010）年度に主要な管渠の耐震診断を行い、耐震性を満たしていることを確認しています。一方、ポンプ場においては、山崎ポンプ場の耐震化を進めており、また、地震等の自然災害が発生した際、災害前と同様に事業を継続するため、平成 27(2015)年度に減災対策に有効である「業務継続計画（簡易版）」を策定しました。

今後は、南海トラフ地震等、大規模地震の発生も予想されていることから、「業務継続計画」を作成し、減災に努めます。また、災害時に使用できるマンホールトイレについても、令和元（2019）年度末時点で町立の小・中学校の敷地内に 18 基設置しており、今後も汚水整備に併せて設置を進めていきます。

図表 2 - 9 老朽化対策の実施状況（管渠・ポンプ場）



図表 2 - 1 0 災害時に使用するマンホールトイレの実際の設置状況



図表 2 - 1 1 管更生後の管渠内部写真

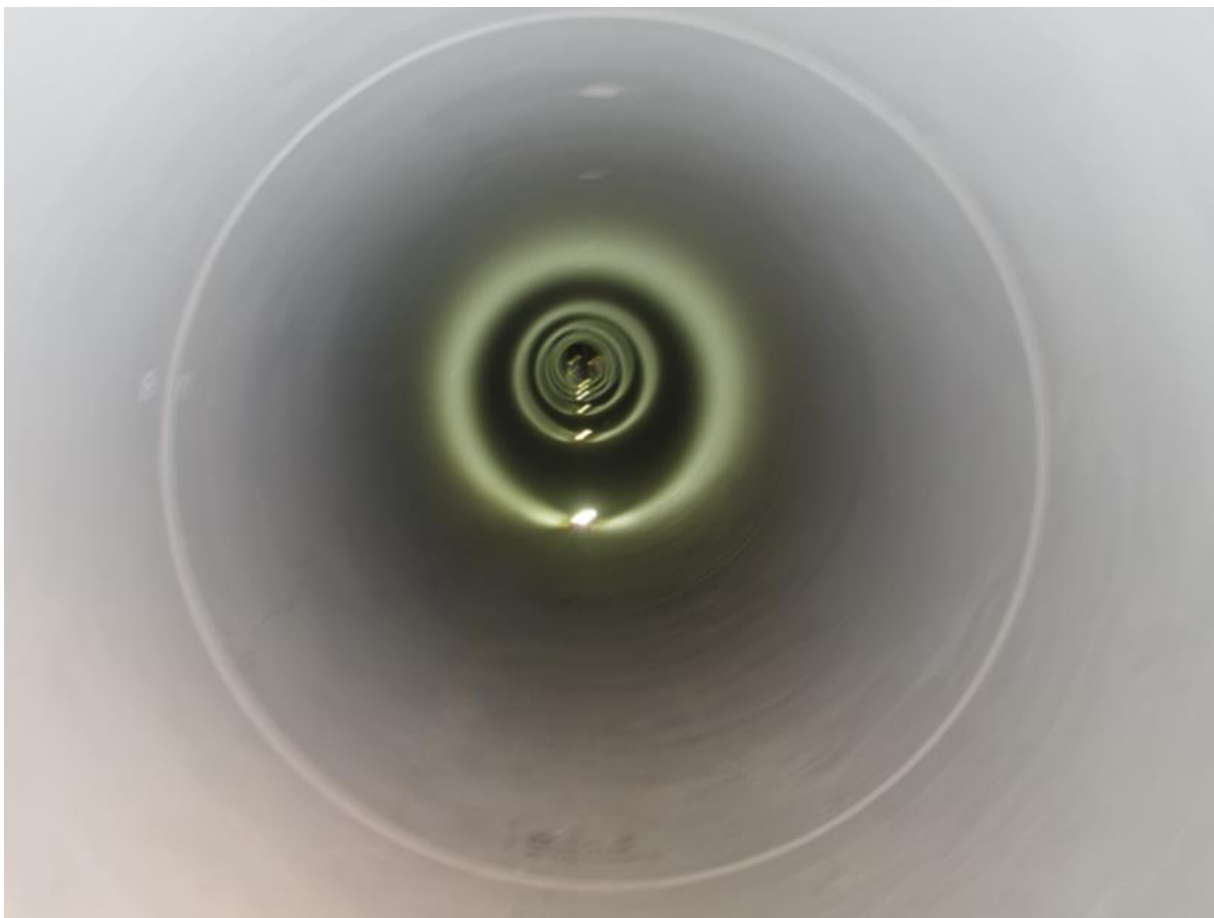


4. 浸水対策の状況

(1) 雨水管渠の整備

現在、平成 24(2012)年 8 月の集中豪雨により浸水被害が発生した地域を優先して、雨水幹線整備を進めています。なお、本町が目標とする 10 年に 1 度の確率で発生すると予測される、1 時間当たり 48.4mm の降雨(10 年確率降雨)への対応を想定した雨水整備率は、令和元(2019)年度末時点で 8.7%となっています。

図表 2 - 1 2 雨水幹線の新設管渠内部写真



(2) 内水ハザードマップの公表

ソフト対策の一環として、本町の既往最大降雨(平成 24(2012)年 8 月 14 日時間雨量 111mm)と同様の雨が降った場合の浸水を想定した内水ハザードマップを平成 25(2013)年度及び平成 26(2014)年度に作成し、町ホームページで公表するとともに、全戸配布をしています。

また、令和 3(2021)年度において、内水ハザードマップの更新を予定しています。

図表 2 - 1 3 内水ハザードマップ (水無瀬川右岸地域・水無瀬川左岸地域)

島本町 内水ハザードマップ ～水無瀬川(右岸地域)～



大雨で冠水するアンダーパス(区画不図形) 平成24年8月14日

- ◆内水ハザードマップで扱う浸水想定区域図は、島本町の既往最大降雨(平成24年8月14日 時間雨量 111mm)と同様の雨が降った場合の浸水を想定しています。
- ◆浸水想定は、内水氾濫を想定したものであり、平成25年6月時点の下水道施設の雨水排水能力を評価した結果を示しています。平成24年8月14日以降に雨水幹線への接続を実施したことにより、浸水被害想定区域が小さくなっている区域があります。
- ◆雨の降り方や河川の水位状況などにより、地図に着色していない場所においても浸水が生じる場合や、浸水の深さが異なる可能性がありますので、ご注意ください。

島本町 上下水道部 〒618-0011 三島郡島本町広瀬三丁目11番24号
☎075-962-2862 ☎075-962-6307

平成26年3月発行

島本町 内水ハザードマップ ～水無瀬川(左岸地域)～



山崎ポンプ場のポンプ室
山崎ポンプ場4号配管川岸線側の雨水対策のため、改修されたポンプ室

- ◆内水ハザードマップで扱う浸水想定区域図は、島本町の既往最大降雨(平成24年8月14日 時間雨量 111mm)と同様の雨が降った場合の浸水を想定しています。
- ◆浸水想定は、内水氾濫を想定したものであり、山崎ポンプ場を含む下水道施設の雨水排水能力を評価した結果を示しています。
- ◆雨の降り方や河川の水位状況などにより、地図に着色していない場所においても浸水が生じる場合や、浸水の深さが異なる可能性がありますので、ご注意ください。

島本町 上下水道部 〒618-0011 三島郡島本町広瀬三丁目11番24号
☎075-962-2862 ☎075-962-6307

平成26年7月発行

5. 経営の状況

(1) 下水道使用料の状況

下水道使用料は、基本使用料と、排水量区分ごとに単価を定めている従量使用料（累進制）との合計に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加えた金額を徴収しており、令和元（2019）年度では、一般用で1か月20 m³使用した場合は、2,024 円となっています。

水洗化人口においては、平成 22(2010)年度から令和元(2019)年度までの過去 10 年間で 3,200 人程度増加していますが、年間有収水量においては、平成 26(2014)年度の約 334 万m³をピークに減少し始め、令和元(2019)年度まで減少傾向にあります。

このような中、下水道使用料については、平成 22(2010)年 12 月に平均改定率約 16.7% の引き上げを行っていますが、年間有収水量と同様に平成 26(2014)年度以降、微減傾向にあります。

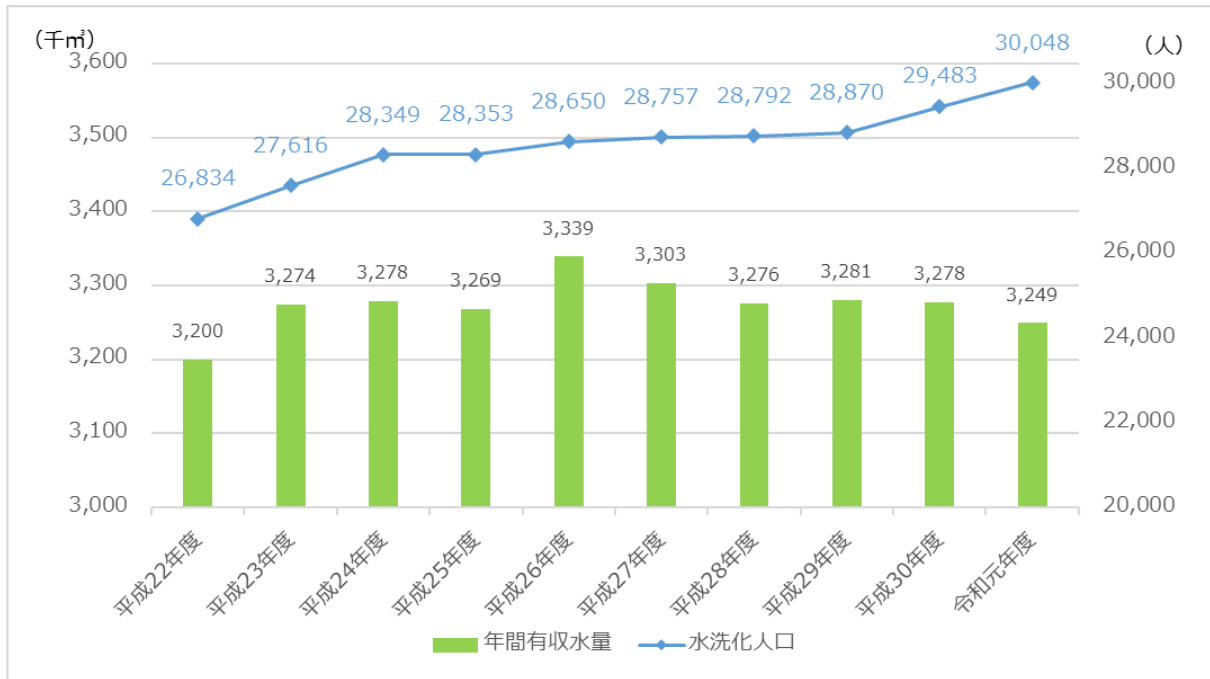
図表 2 - 1 4 下水道使用料体系

用途	基本料金	従量料金	
	金額 (円)	水量 (m ³)	1 m ³ あたり単価 (円)
一般用	8 m ³ 以下 520	9~30	110
		31~50	130
		51~100	150
		101~300	180
		301 m ³ 以上	200
公衆浴場用	1 m ³ につき 20 円		

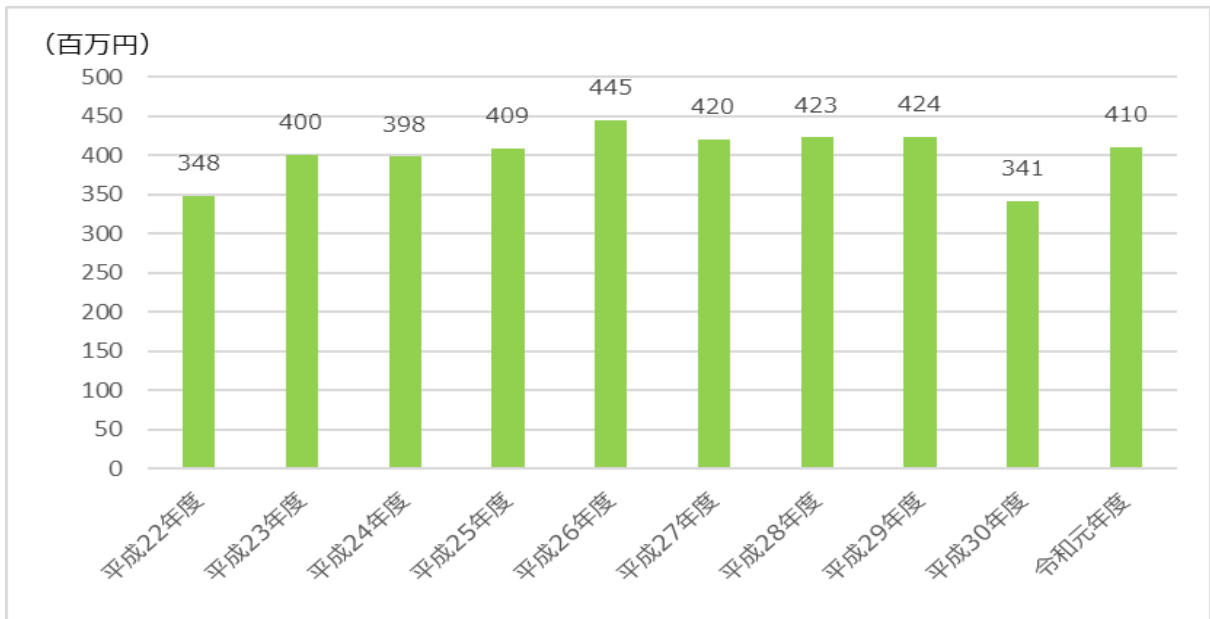
※ 上記金額には消費税等は含まれていません。

※ 公衆浴場用とは、公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場から排出される汚水が該当します。

図表 2 - 1 5 水洗化人口及び年間有収水量の推移



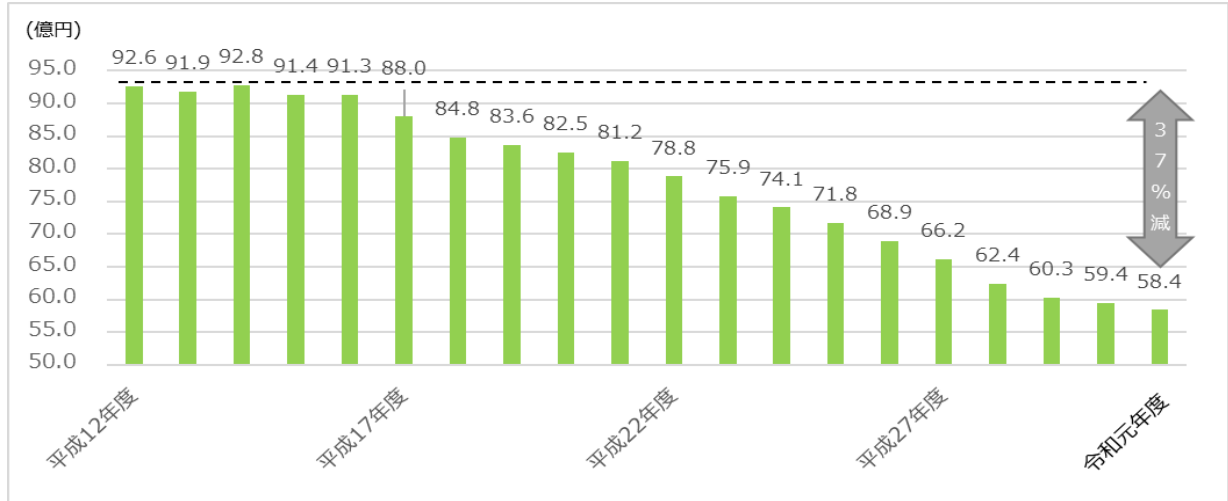
図表 2 - 1 6 下水道使用料の推移



(2) 企業債

企業債残高は、令和元(2019)年度末で約 58.4 億円となっています。最も企業債残高が大きかった平成 14(2002)年度末と比較すると、約 37%減少しています。

図表 2 - 17 企業債残高の推移

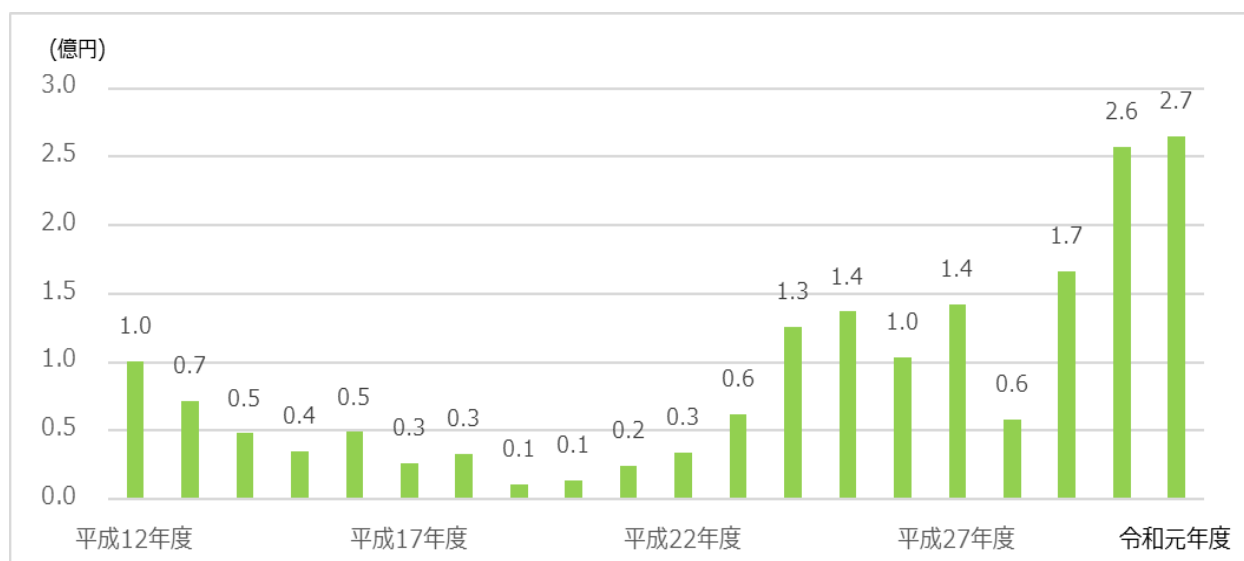


(3) 国庫補助金

国庫補助金は、各年度の建設改良費によって増減しますが、平成 12(2000)年度から令和元(2019)年度で、平均 0.9 億円程度を受領しています。

ただし、今後下水道施設の改築に対して国庫補助金の削減の可能性が懸念されています。また、令和 2 年度以降については、公営企業会計の導入済の地方公共団体において、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを作成し、国土交通省に提出することが求められています。

図表 2 - 18 国庫補助金の推移



(4) 一般会計繰入金

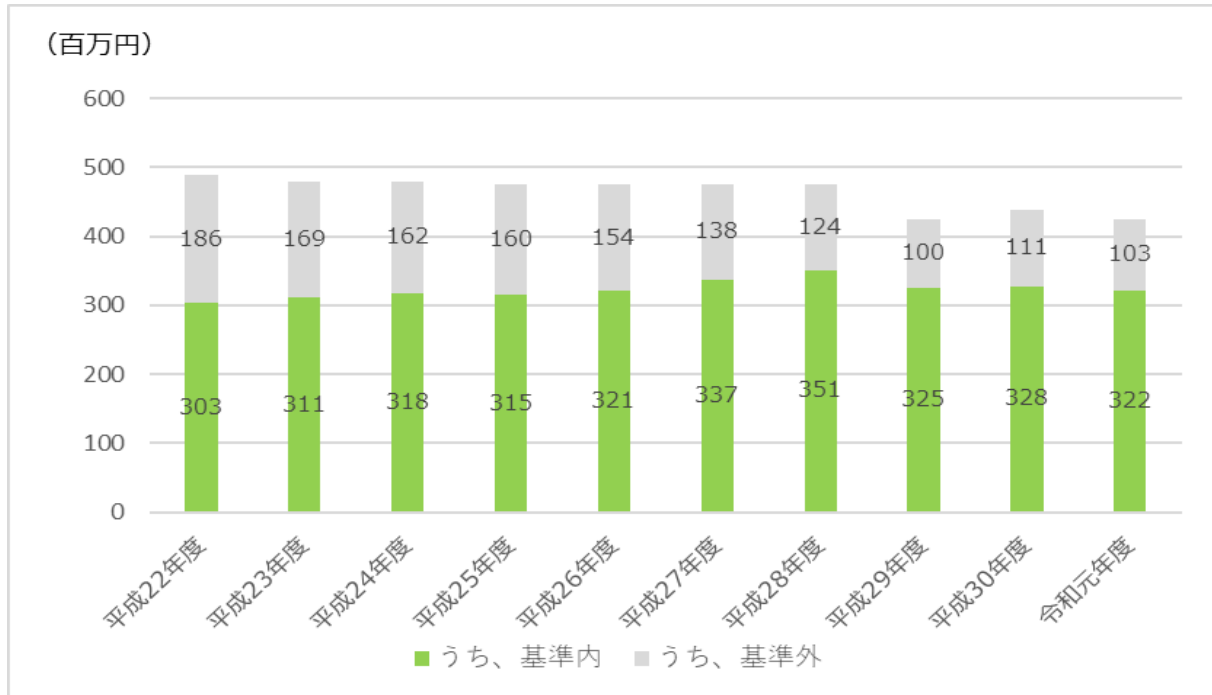
一般会計繰入金は、一般会計から下水道事業会計へ繰り出されるものであり、総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準（繰出基準）に基づく繰入金（基準内繰入金）と、その基準に基づかない繰入金（基準外繰入金）があります。

本町においては、下水道が整備途上であり、使用料収入で必要な経費（企業債の償還）を賄いきれないことから、基準外繰入金を計上しています。

なお、「第五次下水道財政研究会報告」において、都市計画税は、都市計画事業の特定財源であるので、その積極的な採用を図るとともに、他の都市計画事業との均衡を考慮しつつ、都市計画事業として行われる下水道事業の整備に関し、公費負担部分の財源として積極的に活用すべきことが示されています。本町は、都市計画事業の一環として、公共下水道の整備を重点的に進めており、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して都市計画税を課税していますが、市街化調整区域内にあっても、下水道計画に支障がなく、かつ、一定の要件を満たす場合については、公共下水道の流入を認めており、税の公平性の観点から、地元の利益となる都市計画事業としての公共下水道の使用を開始している区域を都市計画税の課税区域とし、その財源を繰入金として活用しています。

しかしながら、本町の下水道事業は令和元(2019)年4月より地方公営企業法を適用しています。地方公営企業は独立採算制の観点から、本来下水道使用料収入で賄うべき経費を一般会計繰入金で補てんするのは望ましくなく、今後は基準外繰入金を抑制していく必要があります。なお、令和元(2019)年度までの一般会計繰入金総額は、各年度とも約4億円～5億円の間で推移しています。

図表2-19 一般会計繰入金の推移



6. 他団体と比較した経営状況（経営比較分析表）

（1）経営指標による現状分析

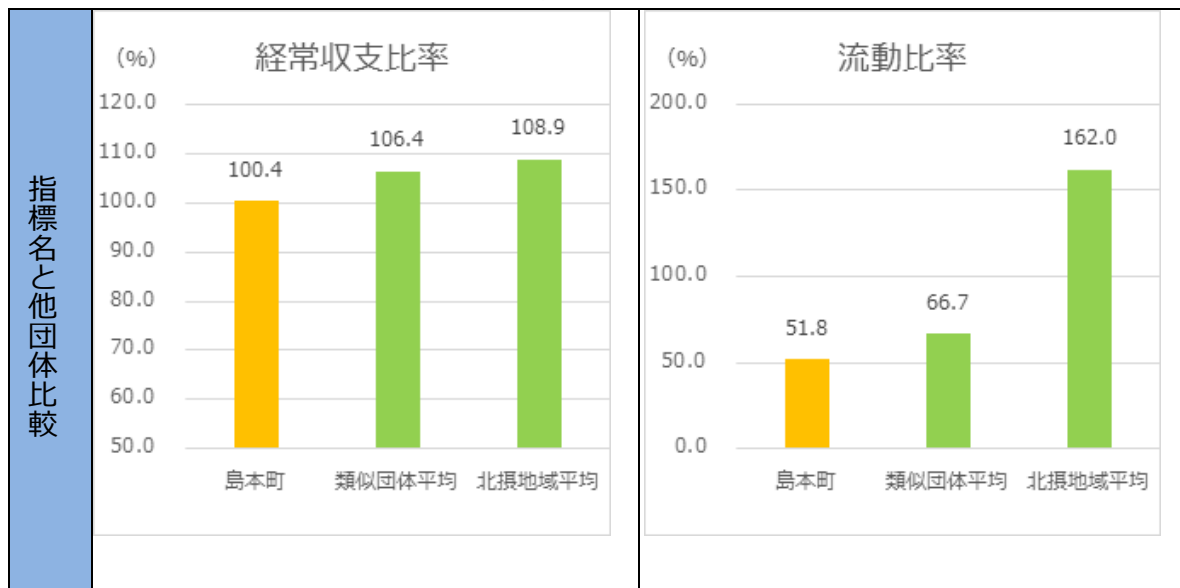
経営の健全性を表す指標である「経常収支比率」・「流動比率」・「企業債残高対事業規模比率」、経営の効率性を表す指標である「経費回収率」・「污水处理原価」、施設設備の老朽化を表す指標である「有形固定資産減価償却率」・「管渠改善率」を用いて、本町の下水道事業の経営状況を、処理区域内人口の類似団体（13 団体）平均値及び大阪北摂地域（法適用 7 団体）平均値と比較し分析しました。なお、比較に際し、本町以外の数値は、平成 30(2018)年度公営企業年鑑を使用しています。

図表 2 - 2 0 経営指標の比較

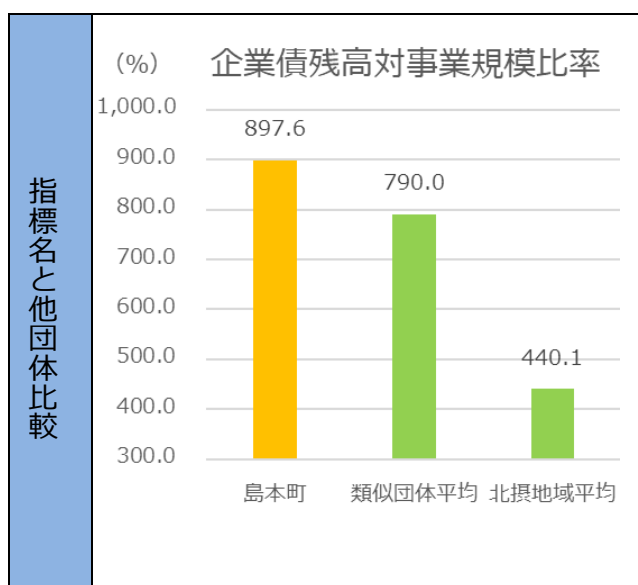
指標名		単位	望ましい方向性	島本町 令和元年度 (2019 年度)	類似団体平均 平成 30 年度 (2018 年度)	北摂地域平均 平成 30 年度 (2018 年度)
経営の健全性	経常収支比率	%	↑	100.4	106.4	108.9
	流動比率	%	↓	51.8	66.7	162.0
	企業債残高対事業規模比率	%	↓	897.6	790.0	440.1

経営の 効率性	経費回収率	%	↑	91.3	95.2	110.7
	汚水処理原価	円/m ³	↓	127.1	139.4	108.6
	水洗化率	%	↑	98.9	93.5	98.7
老朽化 の状況	有形固定資産 減価償却率	%	↓	3.3	16.4	25.3
	管渠改善率	%	↑	0.0	0.41	0.42

図表2-21 経営の健全性を表す指標





説明	<p>経常収支比率は、下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益によって維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。数値が 100%以上であると単年度収支が黒字であることを示し、数値が 100%未満であると単年度収支が赤字であることを示します。</p>	<p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。</p> <p>一般的には、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが望まれます。</p>
算式	$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$	$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$
分析	<p>類似団体平均および北摂地域平均と比較して低い（悪い）水準にあります。</p> <p>当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示すもので、100%以上となっていることが必要です。</p> <p>本町の下水道事業は現時点で 100%以上となっていますが、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点からのさらなる分析が必要と考えられます。</p>	<p>類似団体平均および北摂地域平均と比較して低い（悪い）水準にあります。</p> <p>本町の下水道事業は、短期的には 100%未満となっていますが、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債も含まれています。</p> <p>そのため短期的な支払能力は問題ありませんが、今後は、これらの財源により整備された施設について、将来、十分な使用料収入等を償還・返済に充てていけるよう、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。</p>



説明	下水道使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示しています。
算式	$\frac{(\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
分析	当該指標については、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体比較により、本町の投資規模は適切か、下水道使用料の水準は適切か、必要な更新投資を行うにあたり事業規模と比して企業債残高が過度に高額となってしまうような状況にないかといった観点からのさらなる分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。

図表 2 - 2 2 経営の効率性を表す指標

指標名と他団体比較	 <p>(%) 経費回収率</p>	 <p>(円/m³) 汚水処理原価</p>
説明	<p>経費回収率は、汚水処理に係る費用がどの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標です。数値が低いほど汚水処理に係る費用が、下水道使用料以外の収入で賄われていることを示しており、適切な下水道使用料収入の確保が必要であることを示しています。</p>	<p>汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理について、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。数値が高いほど処理を行うために多くの費用がかかっていることを示しており、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要であるといえます。</p>
算式	$\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \times 100$	$\text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \div \text{年間有収水量}$
分析	<p>本町の下水道事業は 100%未満であり、類似団体平均および北摂地域平均と比較して低い（悪い）水準にあります。</p> <p>本町では、過去 30 年間に整備した管渠、施設が多数あることから減価償却費負担が大きく、下水道使用料だけでは賄いきれず、一般会計からの繰入金等で補っている状況であり、依然として独立採算には至っていない状況です。</p>	<p>類似団体平均より低い水準ですが、北摂地域平均と比較すると高い（悪い）水準にあります。</p> <p>淀川右岸流域下水道において施設の長期的な改築が必要となっており、負担金の増額（令和 6 年度から年約 3,635 千円ずつ増額し、令和 10 年度以降は現行より年 18,177 千円増額）となっていく見込みです。本町の下水道施設や管渠に関する費用の増加のみならず、淀川右岸流域下水道への負担金の増額も今後下水道経営を圧迫する要因となってきます。</p>

指標名と他団体比較	<p style="text-align: center;">水洗化率</p> <p>(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体</th> <th>水洗化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島本町</td> <td>98.9</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td>北摂地域平均</td> <td>98.7</td> </tr> </tbody> </table>	団体	水洗化率 (%)	島本町	98.9	類似団体平均	93.5	北摂地域平均	98.7
団体	水洗化率 (%)								
島本町	98.9								
類似団体平均	93.5								
北摂地域平均	98.7								
説明	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表しています。</p>								
算式	<p>現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100</p>								
分析	<p>類似団体平均および北摂地域と比較して高い水準となっています。</p> <p>水洗化率は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいですが、新たに管渠を整備する費用もかかることから、費用対効果を検証しながら、水洗化率の向上を図っていく必要があります。</p>								

図表 2 - 2 3 施設設備の老朽化を表す指標

指標名と他団体比較	<p>(%) 有形固定資産減価償却率</p>	<p>(%) 管渠改善率</p>
説明	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。数値が100%に近いほど、保有している資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、計画的な施設の更新等の検討が必要なことを示しています。</p>	<p>下水道布設延長のうち、当該年度に更新された管渠延長の割合を示す指標で、管渠の更新投資の実施度合いを示しています。数値が高いほど老朽化した管渠の対策が実施できているといえます。</p>
算式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の取得価額}} \times 100$	$\frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
分析	<p>本町において取得価額と減価償却累計額をそれぞれ総額で把握し計算した場合、有形固定資産減価償却率は3.3%となり、類似団体平均および北摂地域平均と比較して低い数値となっています。これは本町の下水道事業が地方公営企業法を適用したのが令和元年度からであり、減価償却累計額が低いことによります。</p>	<p>本町の管渠は主に平成元(1989)年度以降に整備しており、最も古い管渠でも50年に満たず、管渠の大規模な老朽化対策を要する状況が生じていないことから、管渠改善率は0%となっています。</p>

7. 組織の状況

本町の下水道事業における組織体制は2課で構成され、令和元(2019)年度における職員数は全体で5名です。その内訳は、事務職員が1名、技術職員が4名となっています。

将来にわたって、ライフラインとして下水道を維持するためには、下水道に関する専門的な知識や経験を有する職員の確保が重要です。

そのためには、職員の定年退職等により、これまで積み上げられてきた知識や技術が途絶えてしまうことのないよう、職員間での共有化を図り、次世代へ継承していく必要があります。

図表2-24 下水道事業の組織

部・課名及び職員配置		主な業務
上下水道部	業務課 (1名)	下水道事業の予算及び決算、受益者負担金及び使用料、流域下水道の負担金の調整、水洗便所改造等に関すること
	工務課 (4名)	公共下水道の調査、設計、施行及び監督、維持管理、排水設備指定工事店の指導及び監督、流域下水道計画との調整等に関すること

(令和2(2020)年度当初時点)

図表2-25 年齢別職員構成表

項目	事務職員		技術職員		全体	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
55歳以上60歳未満	－	－	－	－	－	－
50歳以上55歳未満	1	100.0	－	－	1	20.0
45歳以上50歳未満	－	－	1	25.0	1	20.0
40歳以上45歳未満	－	－	2	50.0	2	40.0
35歳以上40歳未満	－	－	－	－	－	－
30歳以上35歳未満	－	－	－	－	－	－
25歳以上30歳未満	－	－	1	25.0	1	20.0
～25歳未満	－	－	－	－	－	－
合計	1	100.0	4	100.0	5	100.0
平均年齢	51.0歳		39.8歳		42.0歳	

(令和2(2020)年度当初時点)

第3章 経営の基本方針と経営健全化の取組

1. 経営の基本方針

本町の下水道は、市街化区域における汚水処理施設の整備、雨水排除による浸水対策や長寿命化計画に基づく改築・更新等を進めてきました。

一方で、ポンプ施設や管渠等の下水道施設の老朽化、近年増加傾向にある局地的な集中豪雨や地震等の大規模災害への対策等、下水道を取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後、これらの課題を踏まえ、住民の皆様に、安全で快適な下水道サービスを継続的かつ安定的に提供できるよう、以下の3点を基本方針として実施していきます。

(1) 快適な生活環境の実現

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の未普及地区の早期解消に努めます。また、供用開始後3年以上経過した未接続世帯については、職員による個別訪問を定期的を実施し、さらなる水洗化率の向上に努めます。

(2) 安全で安心な暮らしの実現

近年増加傾向にある局地的な集中豪雨等による浸水被害を解消するため、雨水ポンプ施設の増設や雨水幹線の整備等を計画的に実施し、さらなる雨水排水能力の向上を図り、住民の安全な暮らしを支えます。

(3) 健全で持続可能な下水道事業の実現

老朽化が進んでいるポンプ施設や管渠等の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕や改築・更新を実施し、適切な維持管理に努めます。

令和元(2019)年4月から地方公営企業法を全部適用していますが、引き続き、経営成績(損益情報)や財政状態(ストック情報)等の経営状況の的確な把握や中長期の視点に基づく財政運営に努め、健全で安定した事業の経営を行います。

2. 経営健全化の取組

本町の下水道事業を持続的・安定的に事業運営し、安全で快適な下水道を提供していくためには、未普及地域の早期解消を図る一方で、既存施設の適正な維持管理が必要となります。これには多大な資金が必要になるため、「投資試算」（投資事業にかかる費用の見通し）だけではなく「財源試算」（国庫補助金、企業債等の財源の見通し）とのバランスが重要となります。

そのため、収入面では下水道使用料収入の確保等、支出面では工事費用や維持管理費用のコスト縮減等に努め、経営基盤の強化を図る必要があります。

また、災害や事故等の発生によりトイレが使用できなくなることや、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害、雨水排除機能の喪失による浸水被害等、住民の生命・財産に係る重大な事態を生じる恐れがあります。そのため、災害発生時に備えた取組も重要となります。

(1) 下水道施設について

① 管渠

管渠の総延長は、令和元(2019)年度末で約 60 kmとなっており、現在も整備中であることから、今後も整備に多額な費用を要することが予想されます。現在、耐用年数の 50 年を経過している管渠はありませんが、供用開始から 30 年以上が経過しており、老朽化対策が今後の課題となっています。

なお、老朽化対策については、令和 2 (2020)年度に「下水道ストックマネジメント計画」の見直しを行い、計画的に進めます。

② ポンプ場

町内には、水無瀬川左岸地区の雨水及び汚水排除を目的とした山崎ポンプ場が 1 箇所あります。日々、適切な維持管理に努めていますが、供用開始から 20 年～30 年が経過し、経年による施設の劣化が進行している状況にあります。

山崎ポンプ場については、今後とも施設の現状を調査し、適切な維持管理に努めるとともに、令和 2 (2020)年度に「下水道ストックマネジメント計画」の見直しを行い、長寿命化を含めた修繕や改築を計画的に進めます。また、管渠整備に合わせて、雨水ポンプ施設の増設等、必要な性能を確保します。

(2) 組織について

① 効率的な業務体制

今後も全庁的な取組の中で、引き続き効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます。

② 人材の確保・育成

これまで積み上げられてきた知識や技術が途絶えてしまうことがないように人材の確保・育成に努めるとともに、公益社団法人日本下水道協会等が主催する各種分野の研修会に積極的に参加し、先進的な管渠・施設の維持管理、災害対応等に関する新技術の習得に努めます。

(3) その他の経営健全化に関する取組について

① 民間活用に関する事項

本町の下水道事業では、山崎ポンプ場のポンプ設備、機械電気設備のメンテナンスやマンホールポンプの機械電気設備のメンテナンス等を民間業者へ委託しています。今後も民間活用を継続しながら、事業運営のさらなる効率化と適正化を図っていきます。

② お客さまサービスの向上に関すること

現在、コンビニ収納や「LINE Pay (ラインペイ)」を活用した決済サービスを導入しており、利便性の向上に向けさらなる拡充に努めています。今後も多様化するお客さまニーズの把握に努め、お客さまサービスの向上を目指します。

③ 下水道の広報に関する事項

下水道施設の多くは地下に埋設されているため、日頃は意識されにくい存在です。しかし、これからは下水道が担う役割や課題、魅力等を積極的に発信することで、住民の皆様に関心を持ってもらい、理解を得ながら持続可能な下水道事業の運営に努めていくことが重要と考えています。

また、マンホールカードの配布やデザインマンホール蓋の製作等の取組を行っており、今後も積極的な広報に努めるとともに、デザインマンホール蓋の有効活用についても検討します。

図表3-1 マンホールカード(表)写真



図表3-2 マンホールカード(裏)写真



第4章 経営目標

本計画の策定にあたり、計画期間が終了する令和15(2033)年度までに、または継続的に達成すべき経営目標として、次の管理指標に対する目標を設定します。

(1) 投資計画

図表4-1 投資計画の管理指標

下水道の施策	指標名	単位	望ましい方向性	現状	目標	備考
				令和元年度(2019年度)	令和15年度(2033年度)	
未普及対策	下水道普及率	%	↑	95.5	98.5	
浸水対策	雨水整備率	%	↑	8.7	40.0	雨水の全体計画に対する整備割合

(2) 財政計画

図表4-2 財政計画の管理指標

指標名	単位	望ましい方向性	現状	目標	備考
			令和元年度(2019年度)	令和15年度(2033年度)	
経常収支比率	%	↑	100.4	100.6	
企業債残高対事業規模比率	%	↓	897.6	651.6	
経費回収率	%	↑	91.3	84.0	

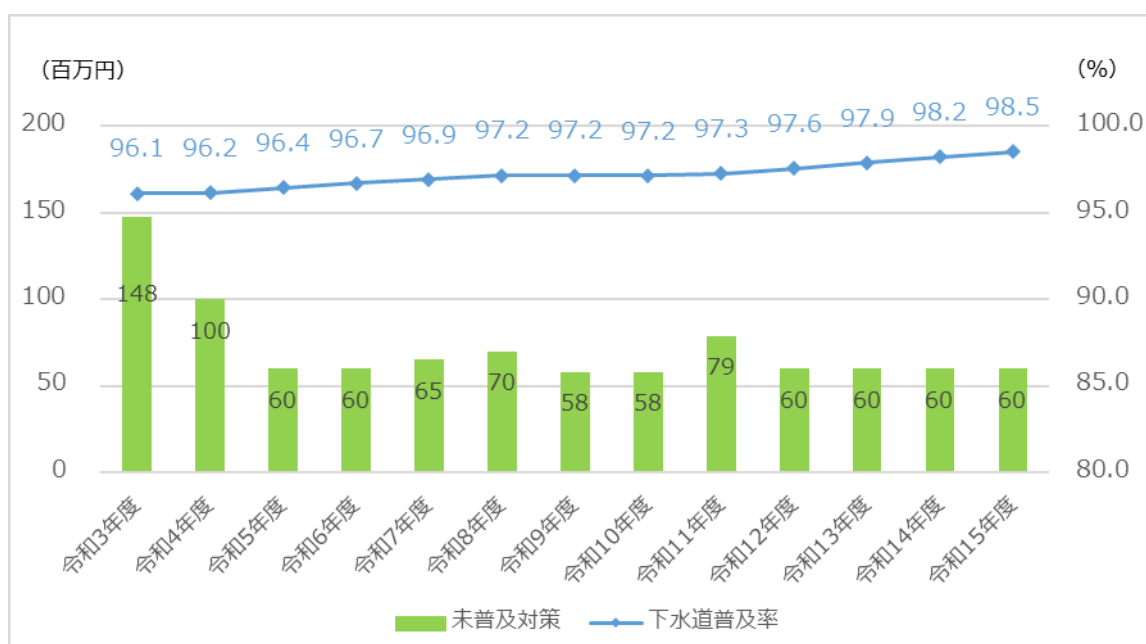
第5章 投資・財政計画

1. 投資計画

(1) 下水道普及率向上の取組方針

市街化区域内における桜井二丁目・三丁目地区等の未普及地区の汚水整備を計画的に進め、下水道普及率 98.5%以上を目指します。令和 3（2021）年度から令和 15(2033) 年度の 13 年間の計画期間で、投資額は約 9 億 4 千万円が必要になると見込んでいます。

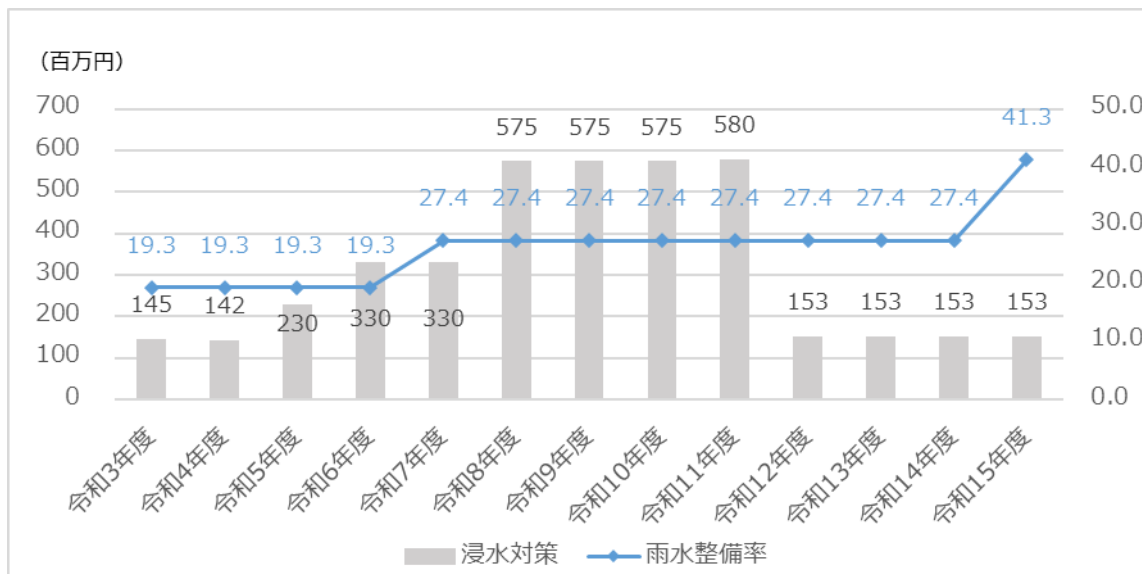
図表 5 - 1 未普及対策事業費及び下水道普及率の見通し



(2) 浸水対策の取組方針

10年確率降雨（1時間当たり48.4mmの降雨）に対応した公共下水道山崎雨水幹線等の整備を計画的に進め、雨水整備率 40%以上を目指します。令和 3（2021）年度から令和 15(2033) 年度の 13 年間で、投資額は約 40 億 9 千万円が必要になると見込んでいます。

図表 5 - 2 浸水対策事業費及び雨水整備率の見通し



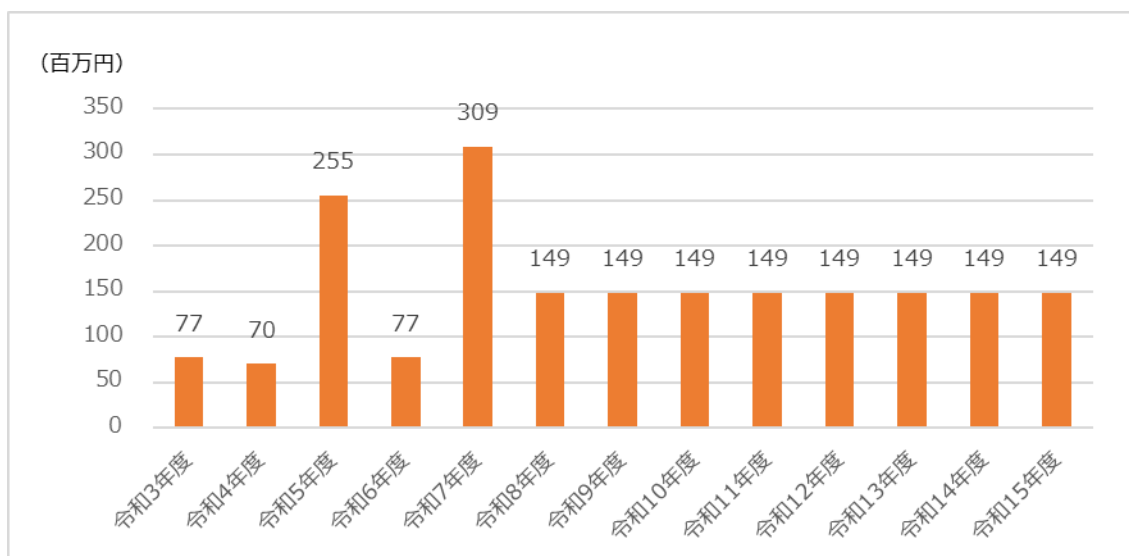
(3) 老朽化対策の取組方針

令和 2(2020)年度に見直している「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した下水道施設の修繕・改築を計画的に進めます。

管渠については、老朽化したマンホール蓋の取替工事や汚水幹線の管更生工事等を進めます。また、山崎ポンプ場については、令和 3(2021)年度に工事の実施に必要な設計等を行い、令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度にかけて機械・電気設備の改築工事等を進めます。なお、令和 8(2026)年度以降は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年の 5 カ年におけるポンプ場設備等の平均投資額を概算で見込んでいます。

令和 3(2021)年度から令和 15(2033)年度の 13 年間で、投資額は約 19 億 8 千万円が必要になると見込んでいます。

図表 5 - 3 老朽化対策事業費の見通し



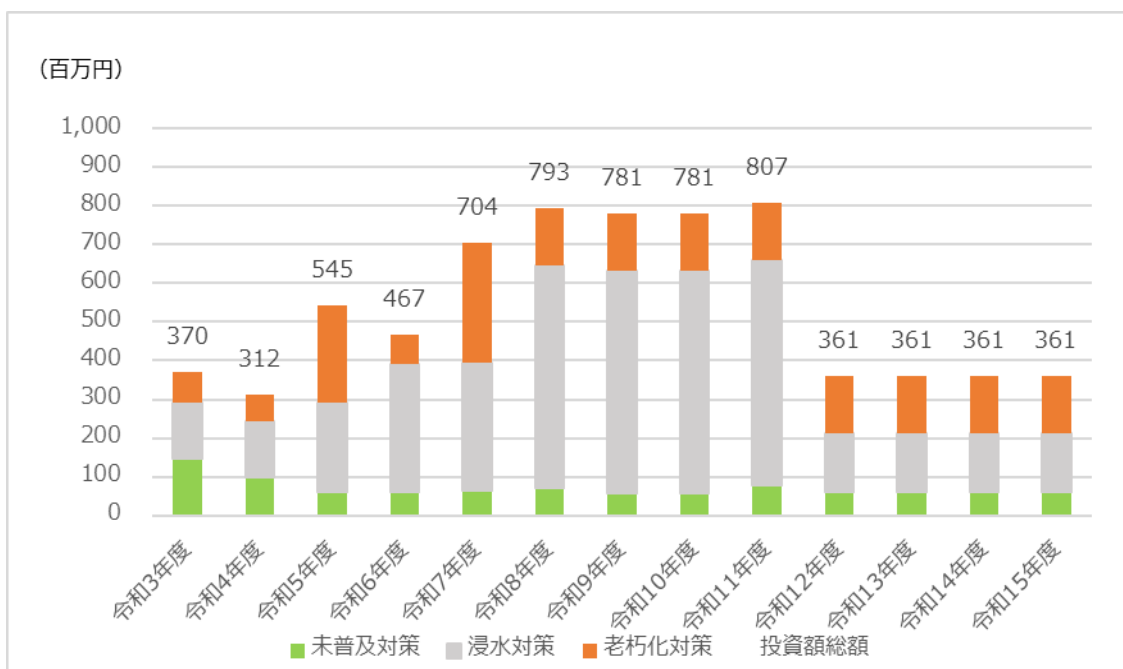
(4) 投資計画のまとめ

投資計画のまとめとして、令和3(2021)年度から令和15(2033)年度までの13年間の施策とその概要を以下に示します。令和3(2021)年度から令和15(2033)年度の13年間の計画期間で、投資額は約70億円が必要になると見込んでいます。

図表5-4 今後13年間の投資計画のまとめ

施策	今後13年間の取組概要
下水道普及率向上	・未普及地区の汚水整備
浸水対策	・10年確率降雨に対応した雨水整備
老朽化対策	・「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、点検・調査と改築等の実施

図表5-5 投資計画総事業費の見通し



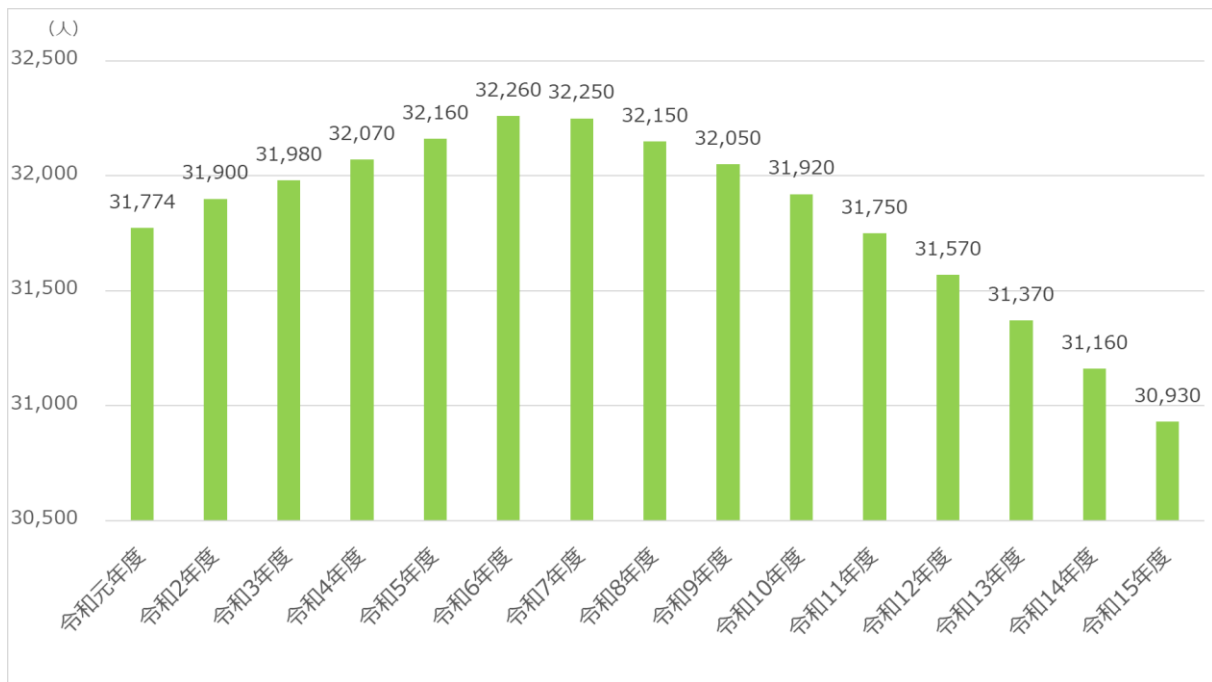
2. 財政計画

(1) 今後の下水道使用料

収入の根源となる下水道使用料については、「第五次島本町総合計画」による将来人口の推計及び過年度の年間有収水量の実績を基に、今後の下水道使用料収入を推計しています。

本町の行政人口は、令和元(2019)年度以降、住宅開発による人口増が見込まれ、令和6～7(2024～2025)年度頃にピークを迎えたのち、減少傾向で推移していく見込みです。それに伴い、下水道使用料についても、令和7(2025)年度以降減少傾向となり、令和7(2025)年度の4億百万円から、令和15(2033)年度には3億9千万円となる見込みです。

図表5-6 「第五次島本町総合計画」に基づく将来人口



図表 5 - 7 年間有収水量及び下水道使用料の見通し



(2) 今後の取組

① 適正な下水道使用料の検討

持続的、安定的な下水道経営に向けた財源を確保するために、これまで以上の経営の効率化と経費削減に取り組みながら、今後の事業環境に対応した適正な下水道使用料の水準とその体系のあり方について検討を行っていきます。

なお、総務省から発出されている「公営企業の経営に当たっての留意事項」(平成26(2014)8月29日付け総財公第107号総務省自治財政局公営企業課長等通知)において、下水道事業が最低限行うべき経営努力として下水道使用料は3,000円/20m³を前提としていることに留意することとされています。

そのため、独立採算制の原則に基づき、効率的な維持管理及び建設投資と適正な使用量収入による運営が求められていることなどを踏まえ、計画期間内の目標を確保できるように努めます。

② 適正な財源の確保の検討

下水道事業における主な財源は、下水道使用料、国庫補助金、企業債及び一般会計繰入金です。下水道施設の改築・更新等に係る国庫補助金については「下水道ストックマネジメント計画」に基づき積極的に活用するとともに、経費区分を明確にしたうえで、一般会計が負担すべき経費は繰入金として適切に収入します。

3. 投資・財政計画に基づく財政収支シミュレーション

(1) 投資・財政計画に基づく財政収支シミュレーションの前提条件

令和3（2021）年度から令和15（2033）年度までの13年間の財政収支シミュレーションを行うための前提条件を以下に示します。

図表5-8 収益的収支に関する前提条件

項目			前提条件	
収益的収支	収入	営業収益	下水道使用料	水洗化人口×一人あたり年間平均有収水量×使用料単価で算定
			受託工事収益	ゼロとして算定
			その他	令和元(2019)年度の実績を踏まえ算定 雨水負担金（資本費）は、減価償却費連動により算定
		営業外収益	他会計補助金	令和元(2019)年度の実績を踏まえ算定 分流式下水道経費は、減価償却費連動により算定
			長期前受金戻入	収益化予定額により算定
			その他	令和元(2019)年度の実績を踏まえ算定
	支出	営業費用	職員給与費	職員数(※3)×一人あたり人件費(※4)で算定 ※3 職員数は令和元(2019)年度の人数 ※4 過年度の実績を踏まえ算定
			減価償却費	法定耐用年数に基づく減価償却計算により算定 排水施設 50年、処理施設 20年、 ポンプ場施設等 15年、施設利用権 45年
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
		営業外費用	支払利息	【既存発行分】 償還予定額×平均利率（過年度実績）で算定 【新規発行分】 元利均等返済、5年据置 25年償還で算定 発行利率は年1.0%で算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
			特別損益	現時点で明確に見込まれるもののみを反映

図表 5 - 9 資本的収支に関する前提条件

		項目	前提条件
資本的収支	収入	企業債	<p>【公共下水道事業債】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業 = 交付補助対象事業費 × 1 / 2 × 90% ・ 単独事業 = 単独事業費 × 95% で算定 <p>【流域下水道事業債】</p> <p>流域下水道建設負担金の起債充当率 100% で算定</p> <p>【資本費平準化債】</p> <p>受益者負担の世代間の公平化を図るため発行しているが、企業債償還金の減少に伴い、令和 6 年度以降は発行しないものとして算定</p>
		他会計補助金	ゼロとして算定
		国（都道府県）補助金	現行の社会資本整備総合交付金制度に基づき、交付対象事業費の 1 / 2 で算定
		工事負担金	整備計画面積 × 448 円 × 94%（一括納付率）で算定、分納は各年度 2 % で算定
		その他	ゼロとして算定
	支出	建設改良費	投資計画に基づき算定
		企業債償還金	償還予定額に基づき算定
		その他	過年度の実績を踏まえ算定

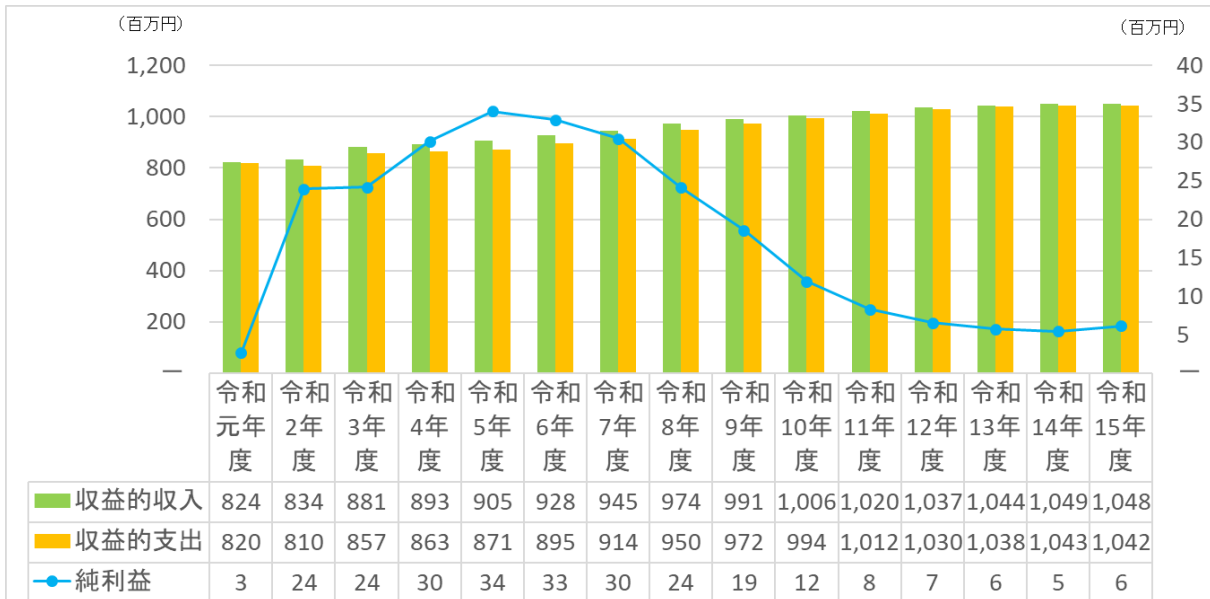
(2) 投資・財政計画に基づく財政収支シミュレーションの実施結果

投資・財政計画に基づき令和 15(2033)年度までの財政収支シミュレーションを実施しました。

① 収益的収支の推移

収益的収支（下水道施設の維持管理に要する経費や企業債の利子償還等の支出と、その財源となる収入）の推移見込みを示します。

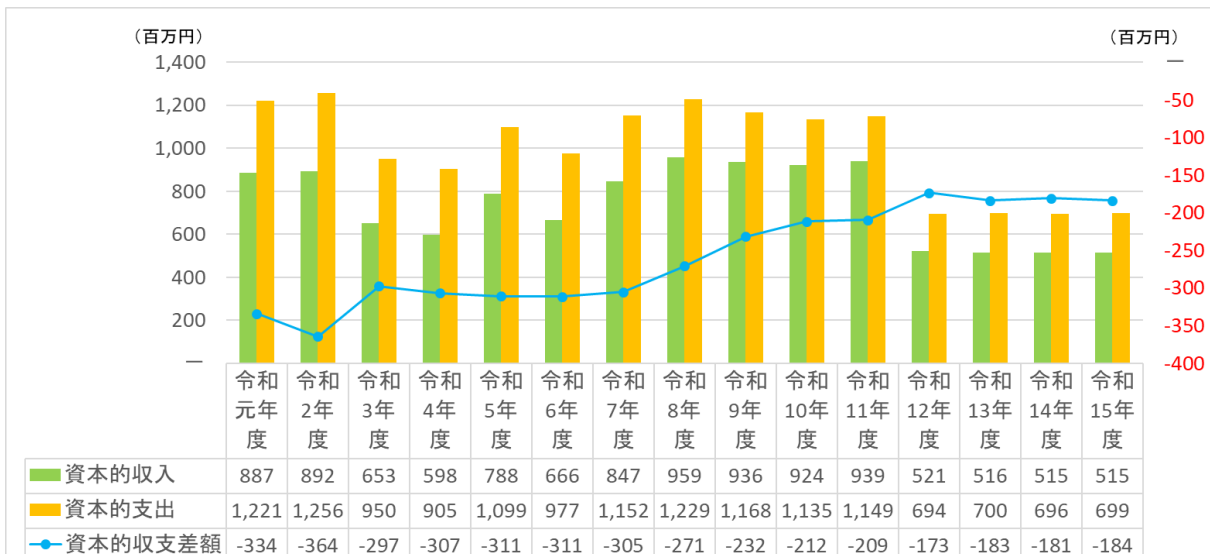
図表 5 - 1 0 収益的収支の推移



② 資本的収支の推移

資本的収支（建設改良費や企業債の元金償還等の支出と、その財源となる収入）の推移見込みを示します。

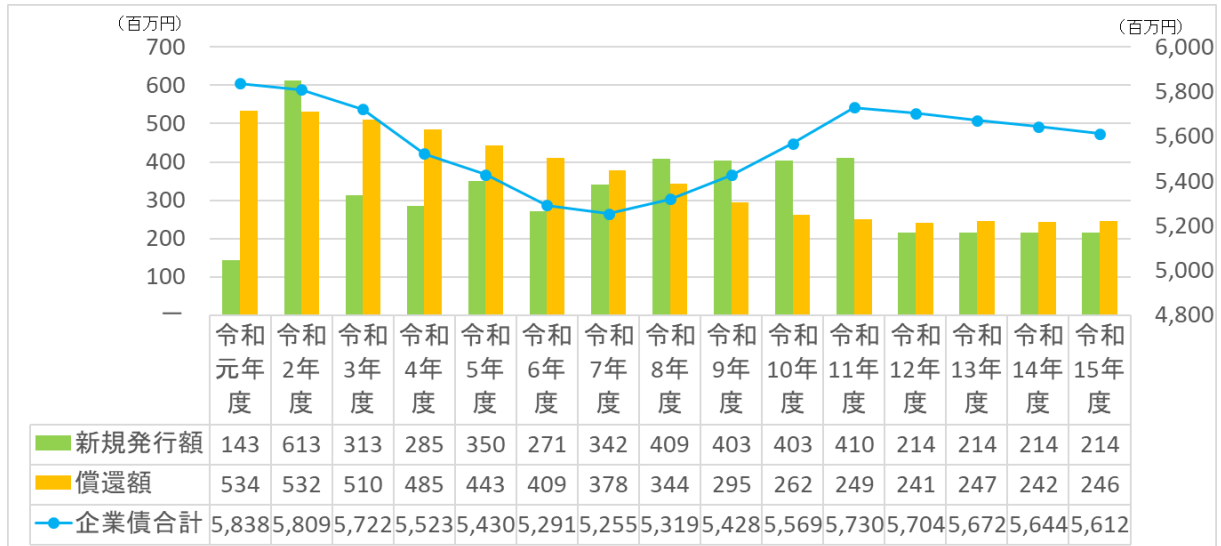
図表 5 - 1 1 資本的収支の推移



③ 企業債残高の見込み

企業債残高等の推移見込みを示します。

図表5-12 企業債残高等の推移



④ 財政収支シミュレーションの実施結果

財政収支シミュレーションの実施結果は次表のとおりです。

図表5-14 投資・財政計画（資本的収支）

投資・財政計画（資本的収支）		（税込、単位：千円）														
区分	年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
		(決算)	(予算)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
資本的収入	1. 企業債	433,100	473,100	313,261	285,436	350,188	270,545	341,695	408,690	403,290	403,290	410,490	214,290	214,290	214,290	214,290
	うち資本費平準化債	120,000	140,000	109,811	76,731	33,813	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他会計出資金	185,956	160,335	156,024	153,690	151,145	146,213	142,152	135,027	130,814	126,712	122,613	118,369	116,012	114,518	115,099
	3. 他会計補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国(都道府県)補助金	264,500	257,460	177,500	155,950	272,250	233,550	347,050	396,600	390,600	390,600	398,600	180,600	180,600	180,600	180,600
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	3,658	1,003	6,107	3,180	14,522	15,662	15,923	18,313	11,552	3,013	7,709	7,639	5,473	5,425	5,269
	9. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (A)	887,214	891,898	652,892	598,256	788,105	665,970	846,820	958,630	936,256	923,615	939,412	520,898	516,375	514,833	515,258	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
純計 (A)-(B) (C)	887,214	891,898	652,892	598,256	788,105	665,970	846,820	958,630	936,256	923,615	939,412	520,898	516,375	514,833	515,258	
資本的支出	1. 建設改良費	686,592	723,832	439,814	420,614	656,214	567,814	773,814	885,314	873,314	873,314	899,314	453,314	453,314	453,314	453,314
	うち職員給与費	32,316	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714
	2. 地方債償還金	534,479	532,268	510,241	484,505	442,626	409,481	378,041	344,137	294,686	261,935	249,320	240,909	246,536	242,241	245,552
	3. 他会計長期借入返還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計への繰出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	1,221,071	1,256,100	950,055	905,119	1,098,840	977,295	1,151,855	1,229,451	1,168,000	1,135,249	1,148,634	694,223	699,850	695,555	698,866	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	333,857	364,202	297,163	306,864	310,735	311,325	305,035	270,822	231,744	211,634	209,222	173,325	183,475	180,721	183,608	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	295,655	326,208	274,810	285,777	278,803	283,911	269,212	229,367	190,835	170,725	166,677	151,507	161,657	158,903	161,789
	2. 利益剰余金処分額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. その他	38,202	37,994	22,353	21,086	31,932	27,414	35,823	41,455	40,909	40,909	42,545	21,818	21,818	21,818	21,818
計 (F)	333,857	364,202	297,163	306,864	310,735	311,325	305,035	270,822	231,744	211,634	209,222	173,325	183,475	180,721	183,608	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計借入金残高 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業債残高 (H)	5,837,743	5,809,473	5,721,595	5,522,526	5,430,088	5,291,152	5,254,807	5,319,359	5,427,963	5,569,318	5,730,488	5,703,869	5,671,623	5,643,672	5,612,410	

○他会計繰入金

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
		(決算)	(予算)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収益的収支分	うち基準内繰入金	239,044	264,665	278,976	281,310	283,855	288,787	292,848	299,973	304,186	308,288	312,387	316,631	318,988	320,482	319,901
	うち基準外繰入金	233,693	259,314	270,995	272,929	276,897	282,055	286,145	293,270	297,483	301,585	305,684	309,928	312,285	313,779	313,198
	計	5,351	5,351	7,981	8,381	6,958	6,732	6,703	6,703	6,703	6,703	6,703	6,703	6,703	6,703	6,703
資本的収支分	うち基準内繰入金	185,956	160,335	156,024	153,690	151,145	146,213	142,152	135,027	130,814	126,712	122,613	118,369	116,012	114,518	115,099
	うち基準外繰入金	87,749	87,386	141,120	142,646	144,164	145,035	142,152	135,027	130,814	126,712	122,613	118,369	116,012	114,518	115,099
	計	98,207	72,949	14,904	11,044	6,981	1,178	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	425,000	425,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000

○経営指標の各年度の見込

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	(決算)	(予算)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
経常収支比率	100.4%	103.0%	102.8%	103.5%	103.9%	103.7%	103.3%	102.5%	101.9%	101.2%	100.8%	100.6%	100.6%	100.5%	100.6%
企業債残高対事業規模比率	897.6%	937.3%	911.4%	872.8%	852.3%	804.6%	759.0%	671.5%	655.5%	646.0%	642.1%	641.2%	643.8%	647.3%	651.6%
経費回収率	91.3%	90.8%	90.3%	91.0%	91.4%	90.4%	89.8%	88.1%	86.9%	85.6%	84.9%	84.4%	83.9%	83.7%	84.0%

第6章 経営戦略の事後検証・更新等

(1) 進行管理（モニタリング）

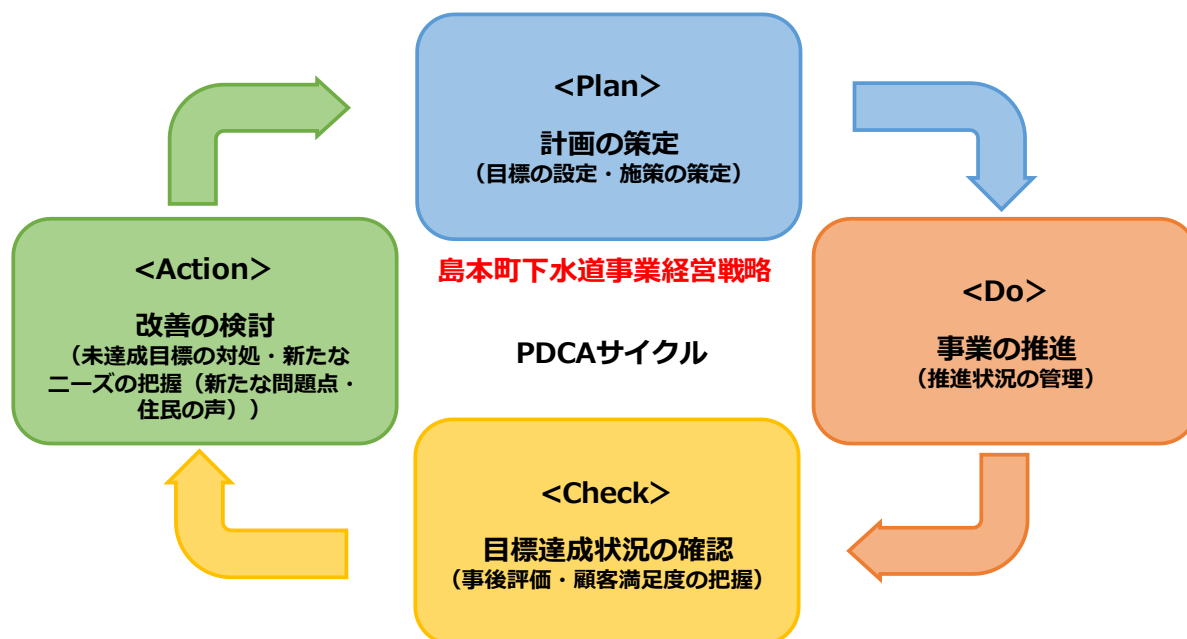
経営戦略の推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握し、進捗管理を行います。

また、経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画の策定（Plan）-計画の実施（Do）-目標達成状況の確認（Check）-改善策の検討（Action）」サイクルを実施します。

(2) 見直し（ローリング）

「島本町公共下水道事業財政健全化計画」と連携し、概ね4年ごとに既存の目標の達成状況の確認と未達事項に対する改善方針の検討、新たな目標の設定や見直しを進め、経営戦略の見直しについて検討します。

図表6-1 PDCAサイクル



第7章 参考資料（用語集）

【あ行】

一般会計繰入金

一般会計から下水道事業会計に収入する財源のこと。下水道事業会計（収入する側）から見ると繰入金、一般会計（支出する側）から見ると繰出金。

雨水

降る雨の水。雨が降ってたまった水。

雨水処理

浸水などの被害を防ぐために、雨水を管渠に集めて川や海へ流すことをいう。

汚水

家庭・会社・工場等のトイレやお風呂から排出される汚れた水のこと。工場や事業場から排出される工場排水などが含まれる。

【か行】

改築

機能低下した下水道施設に対して、対象施設の全部または一部の再建設あるいは取替を行うことにより、機能を回復させること。施設を改築することで、所定の耐用年数が新たに確保される。

管渠

家庭や工場などから発生する汚水を下水処理場に送ったり、雨水を排除する機能をもつ。管渠の種類には、暗渠（上部が閉じた構造のもので、断面が円形や矩形のものなどがある。）及び開渠（水路のように、水面が大気に接している構造のものをいう。）がある。

管更生

老朽化した管渠の中に、新しい管渠を構築すること。

管路

管渠、マンホール、柵、取付管などの総称。

繰出基準

総務省から各地方公共団体へ通知される、基準内繰入金と基準外繰入金を区別するための基準のこと。

下水道施設

管路施設、ポンプ施設、処理場施設に分類される。

下水道使用料

汚水処理に必要な経費の一部として収集される料金のこと。

下水道ストックマネジメント計画

目標とする明確なサービス水準を定め、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

下水道普及率

行政人口のうち、下水管渠が整備されており、下水道を利用できる人口の比率。

公共下水道（狭義）

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

国庫補助金

特定の施策を奨励するため、あるいは財政を援助するために国が地方公共団体に交付する資金。

【さ行】

浸水

大雨により地域や家屋などが水につかる現象のこと。

水洗化人口

下水道の処理区域内で、公共下水道に接続して汚水処理している人口のこと。

資本費平準化債

企業債の元金償還金の一部を後年度に繰り延べるための企業債元金償還金の償還期間と下水道施設の耐用年数が異なっているために発行が認められている。

処理区

予定処理区を処理場の系統別に分割したもの。

処理区域内人口

供用開始公示済区域内の人口のこと。

【た行】

地方公営企業法

水道事業、下水道事業など地方公共団体の経営する企業（地方公営企業）の組織・財務・職員の身分について定めた法律。

企業債

地方公共団体が資金の借入れによって負う一年を超える債務で、返済時に利子をつけて返済しなければならない借金。下水道施設の建設、改良等に要する経費に充てる下水

道事業債や資本費平準化債などがある。

企業債残高

企業債の年度末残高。

単独公共下水道

公共下水道のうち、地方公共団体に終末処理場を有するもの。

特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置されるもの。本町においては、「尺代地区特定環境保全公共下水道」が該当する。

長寿命化計画

ストックマネジメントのうち、短期改築計画に該当し、計画的に予防保全を行い、個別施設を対象にライフサイクルコストの最小化を図るために、長寿命化（対象施設の一部の再建設あるいは取替えを行うこと）を含めた改築計画を策定するもの。

【な行】

内水ハザードマップ

内水（一時的な大雨により、下水道や河川などに雨水を排水できないことにより、地表面に溜まった水）による浸水が想定される区域を示す地図。

認可区域内人口

大阪府知事が認可した下水道法上の事業計画区域内の人口のこと。

【は行】

排水区

下水道管理者が定める下水道の雨水計画において整備する対象区域であり、雨水を排除する施設の整備により浸水の排除を図る区域。

布設替え

老朽化した管渠を改築する工法の一つ。地盤面を掘削するなどして、埋設されている既設管と新管を入れ替えること。

分流式下水道

汚水と雨水をそれぞれ別の管渠で排除する方式の下水道のこと。

ポンプ場

下水などを揚水する目的のポンプ、配管、弁、補機類、制御設備などを含む構造物。目的に応じて、排水ポンプ場・中継ポンプ場などがある。本町では、雨水ポンプ場、汚水中継ポンプ場がある。

【ま行】

マンホールポンプ

地形的に自然流下させることが困難な場合、又は自然流下方式では建設費が著しく増加する場合に、マンホール程度の大きさの中にポンプ設備を設け、汲み揚げる施設のこと。

【や行】

有収水量

処理した汚水のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。

【ら行】

ライフサイクルコスト

下水道施設の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストのこと。

流域関連公共下水道

流末を流域下水道へ接続している公共下水道のこと。本町の場合、「淀川右岸流域下水道」へ接続していることから、流域関連公共下水道となる。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、事業主体は原則として都道府県。本町の場合は、大阪府が事業主体である「淀川右岸流域下水道」へと接続しており、大阪府の下水道施設で汚水を処理している。

類似団体

総務省が取りまとめている経営比較分析表において類似団体区分が設定されている。本町の下水道事業では、類似団体区分 Bb（処理区域内人口 3 万人以上 10 万人未満、処理区域内人口密度が類似の法適用団体）、及び、類似団体区分 Cb（処理区域内人口 3 万人未満、処理区域内人口密度が 50 人/ha 以上）である団体を対象としている。